

札幌市図書館資料選定会議要綱

制定…昭和45年6月9日
題名改正…平成5年4月1日
改正…平成14年7月1日
改正…平成18年5月2日
改正…平成23年4月27日
改正…平成27年5月12日
改正…平成28年10月11日
改正…平成29年5月17日
改正…平成30年10月5日
改正…令和3年3月16日

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市図書館条例（昭和25年条例第20号）第2条に規定する図書、記録その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の適正な収集を図るため、中央図書館に札幌市図書館資料選定会議（以下「選定会議」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 選定会議は、次の二会議で組織する。

- (1) 資料選定会議
- (2) 資料選定会議検討部会

(資料選定会議の構成)

第3条 資料選定会議は、中央図書館長、運営企画課長、調整担当課長、利用サービス課長、中央図書館各係長職、各地区図書館長、図書・情報館長、えほん図書館長及び中央図書館長が開催のつど指名する職員をもって構成する。

2 資料選定会議の構成員が出席できないときは、所属長が指名した代理者を出席させることができる。

(資料選定会議の開催)

第4条 資料選定会議は、毎年度当初及び必要に応じて開催する。

(資料選定会議の協議事項)

第5条 資料選定会議は、次の各号について協議する。

- (1) 図書館資料の収集計画に関すること。
- (2) その他図書館資料に関し必要なこと。
- (3) 札幌市図書館資料収集要綱、札幌市図書館資料選定基準、札幌市えほん図書館資料選定基準及び札幌市図書・情報館資料選定基準に関すること。

(資料選定会議検討部会の構成)

第6条 資料選定会議検討部会は、利用サービス課図書館サービス係長、利用サービス課調査相談係長及び資料選定担当職員をもって構成する。

2 資料選定会議検討部会に構成員が出席できないときは、所属長が指名した代理者を出席させることができる。

係			定 数
中央図書館利用サービス課	図書館サービス係	(事務職員)	1 人
中央図書館利用サービス課	図書館サービス係	(図書情報専門員)	2 人
中央図書館利用サービス課	地域支援係	(事務職員 又は 図書情報専門員)	1 人
中央図書館利用サービス課	調査相談係	(図書情報専門員)	2 人
地区図書館		(図書情報専門員)	各 1 人
図書・情報館		(事務職員 又は 図書情報専門員)	2 人
えほん図書館		(事務職員 又は 図書情報専門員)	1 人

(資料選定担当職員の員数)

第7条 資料選定担当職員の員数は、次のとおりとし、所属長が指名する。

(資料選定会議検討部会の開催)

第8条 資料選定会議検討部会は、次の各号について協議をするため、原則隔月1回会議を開催する。
ただし、中央図書館長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- (1) 市図書館関係施設間における資料収集の調整に関すること。
- (2) 資料選定会議の協議事項に関すること。
- (3) 図書館資料の除籍の審査に関すること。
- (4) その他図書館資料の収集に関し必要なこと。

(資料選定会議及び資料選定会議検討部会の事務局)

第9条 資料選定会議及び資料選定会議検討部会の事務局は、利用サービス課図書館サービス係が行う。

(除籍会議の読替え)

第10条 資料選定会議検討部会において図書館資料の除籍の審査を行うときは、「資料選定会議検討部会」を「除籍会議」と読替えるものとする。

附 則

(最終改正前までの附則は省略)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。